

延長大陸棚上での第三国による 海洋の科学的調査

—中国によるベンハム海嶺での事例を中心に—

目次

はじめに

1 延長大陸棚の法的性質

(1) 200 海里以内の大陸棚との相違

(2) 延長大陸棚に対するフィリピンの対応

2 延長大陸棚での海洋調査活動及び沿岸国の

執行措置

(1) 246 条 6 項の起草過程

(2) 沿岸国による対応

おわりに



下山 憲二
(海上保安大学校准教授)

はじめに

本年3月、ルソン島東部沖のベンハム海嶺でフィリピンの延長大陸棚の上部水域で、中国の海洋調査船が停止しているのが目撃された¹。当該船舶が海洋の科学的調査を実施していたのか否かは不明である。この件に関して、3月10日、フィリピン外務省は、ベンハム海嶺上で度々目撃される中国調査船の存在に懸念を表明すると共に、中国政府に対して事情を説明するよう求める内容の声明を発表した²。これに対して、同日、中国外務省の報道官は、記者からの上記の質問に対して、当該船舶は当該海域を単に通航していただけで、その他のいかなる活動も行っていないと応答した³。同海域では、2015年以降、中国の海洋調査船が度々

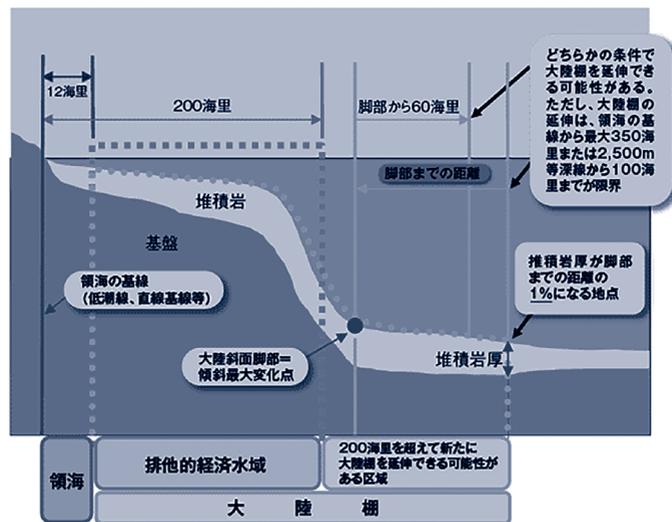
1 ABS-CBN NEWS on March 9, 2017, <http://www.news.abs-cbn.com/nws/03/09/17/Chinese-survey-ship-spotted-in-benham-rise>.

2 Press Release 10 March 2017, <http://dfa.gov.ph/statements-and-advisories>.

3 Foreign Minister Spokesperson Geng Shuang's Regular Press Conference on March 10, 2017, www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xmfw_665399/s2510_665401/2511_665403/t1444983.shtml.

目撃される事例が報告されていた⁴。このベンハム海嶺とは、フィリピンの延長大陸棚の大部分を構成している。同海嶺にはかねてから大規模な石油及び天然ガスの埋蔵可能性が指摘されていると共に、豊富な水産資源も有している。そのため、フィリピンは、従来の200海里以内の大陸棚に加え、同海嶺に対しても主権の権利を行使するため、国連海洋法条約76条8項及び同条約附属書IIに従い、2009年4月8日に大陸棚の限界に関する委員会（以下、大陸棚限界委員会）に大陸棚の限界に関する情報を提出した⁵。そして、2012年4月12日、大陸棚限界委員会は、フィリピンの申請に対する勧告を行った。同年7月17日、上記の勧告を受けて、フィリピンは、76条9項に従い、200海里を超える大陸棚の外側の限界を記した海図及び関連情報を国連事務総長に寄託している⁶。

図1 海底イメージ



出典：海上保安レポート 2008年版

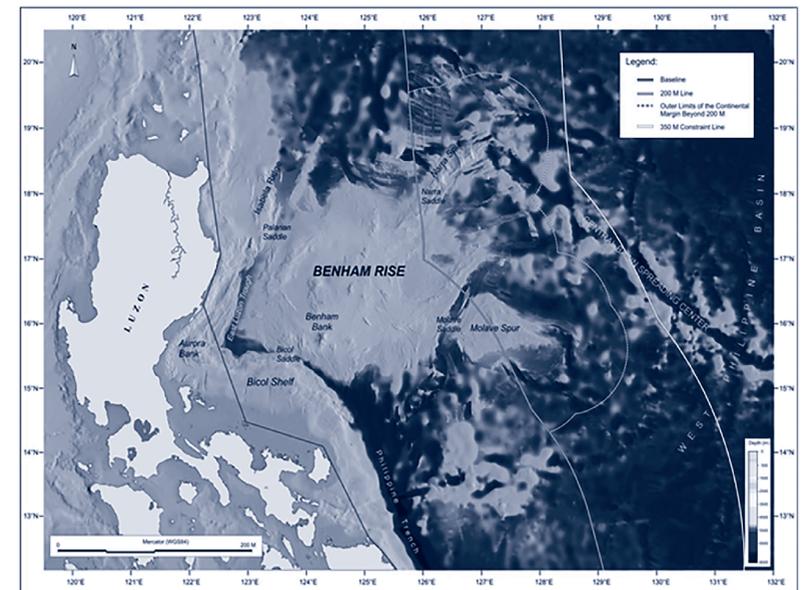
4 中国は度々ベンハム海嶺に関する海洋の科学的調査の実施許可をフィリピンに求めてきたが、当該調査計画にフィリピン人科学者が参加していないことから、いずれもこれを拒否されている。Business World Online, May 12, 2017, http://www.m.bworldonline.com/m_content.php?

5 大陸棚限界委員会の構成や検討手続については、以下の資料を参照。田中則夫「大陸棚の定義と限界画定の課題—トルーマン宣言から国連海洋法条約へ—」栗林忠男、杉原高嶺編集『海洋法の主要事例とその影響』（有信堂高文社、2007年）228-234頁。

6 United Nations Headquarters, Deposit by the Philippines, pursuant to article 76, paragraph 9, of the Convention, of a chart and relevant information, including geodetic data, permanently describing the outer limits of its continental shelf, 17 July 2012.

仮に、当該中国船が、同海嶺に関する海洋の科学的調査を実施していたとするならば、延長大陸棚に対する調査を実施しつつも、調査実施船は公海上にあるという事態が発生することとなる。このような事態に対して、何らかの国際法上の問題が発生するおそれはないのだろうか。本稿では、この点に関する議論を整理しつつ、本件について検討を加えたい。

図2 フィリピンの延長大陸棚



出典：The outer edge of the continental margin in the Benham Rise Region, determined in accordance with the rules of Article 76 (4)(a)(i) of UNCLOS and the Scientific and Technical Guidelines of the Commission on the Limits of the Continental Shelf.⁷

1 延長大陸棚の法的性質

(1) 200海里以内の大陸棚との相違

そもそも、今回問題となっているベンハム海嶺は、フィリピンが延長申請を行った大陸棚の大部分を占めるものである。基本的な論点の整理として、従来の200海里以内の大陸棚とそれを越える大陸棚とでは、法的な性質に何らかの相違は存在するのであろうか。

7 Executive Summary of the Recommendation by the Commission on the Limits of the Continental Shelf, p. 21.

国連海洋法条約は、76条において大陸棚の定義を設けており、大陸棚とは、沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのものとしている。従って、大陸縁辺部が、200海里を超えて続いている場合には、当該海底も大陸棚とみなされると解される。しかしながら、この定義によれば、大陸縁辺部が際限なく広がっている場合には、特定の沿岸国のみが広大な大陸棚を設定できることとなり、衡平を欠くことになる。そのため、大陸棚の範囲には上限が設けられており⁸、ベンガル湾のような特異な海底を有する場合には、当該上限に対する例外を設けている⁹。

地理的及び地質的な観点からすれば、200海里以内の大陸棚もそれを超える大陸棚も基本的な相違は存在しないように思われる。それでは、法的な観点からすれば、両者に相違は存在しないのか。両者の関係性を議論する上で、よく82条が取り上げられる。同条は、200海里を超える延長大陸棚上の非生物資源の開発に際して発生した生産量又は生産額の一定割合を国際海底機構（以下、ISA）を通じて支払うか拠出することとなっており、機構はそれを衡平な配分基準に基づき、締約国に配分する。つまり、200海里以内の大陸棚であれば、そこでの開発から生じた利益は全て沿岸国に帰属するが、延長大陸棚ではそうではないことを示している。これにより、両者の法的性質が同一か否かについて疑問が呈されることもある¹⁰。しかしながら、同条は大陸棚の拡張が深海底の減少を生じさせることを危惧する国家とそれを超える大陸棚を主張する国家との間の妥協を反映したものとされる¹¹。さらに、142条を見ても、延長大陸棚と深海底に跨って存在する資源の開発について、ISAが沿岸国の権利及び正当な利益に妥当な考慮を払って探査又は開発を行うこととなっており、かつ、沿岸国の事前の同意を得ることを要件としていることから、延長大陸棚は沿岸国の主権的権利の対象であるとみなされている

8 76条4項。

9 76条5、6項。

10 例えば、チャーチル及びローは、82条を引用して、延長大陸棚で沿岸国が行使できる権利は、200海里以内の大陸棚のそれよりもかなり制限されると指摘する。R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd Edition, Juris Publishing, 1999, pp. 156, 157.

11 S. N. Nandan and S. Rosenne ed., *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982, A Commentary*, vol. 2, Martinus Nijhof, 1993, p. 932.

る¹²。実際に、2012年のベンガル湾海洋境界画定事件では、77条1項及び2項によれば、200海里以内の大陸棚と200海里を超える大陸棚との間に相違はなく、大陸棚全体に沿岸国の主権的権利の行使を認めていると判示している¹³。

(2) 延長大陸棚に対するフィリピンの対応

前節において、200海里以内の大陸棚とそれを越える大陸棚との法的性質について整理を行い、その結果、82条といった特定の条文の存在はあるものの、両者には相違は存在しないことが明らかとなった。それでは、本件において、フィリピンは中国を含む他国に対して、ベンハム海嶺に対する主権的権利を主張するために、国際法的及び国内法的にどのような対応をとっていたのであろうか。

大陸棚を延長するための手続については、はじめにでも述べた通りであるが、関連条文も含め、再度ここで整理する。

「76条8項 沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から200海里を超える大陸棚の限界に関する情報を……大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。9項 沿岸国は、自国の大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図及び関連する情報（測地原子を含む）を国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、これらを適当に公表する」

大陸棚を延長しようとする国家は、大陸棚限界委員会から勧告を受け、当該勧告に基づき沿岸国が設定することによって、当該延長大陸棚は、最終的なものとなり、拘束力を有するとなっている。ここで論点となるのは、大陸棚限界委員会による勧告が国際法上、法的拘束力を有するのか、そして、沿岸国による「設定」が何を意味するのかである。

12 西本健太郎「延長大陸棚における国内法令の適用・執行」海上保安大学校国際海洋政策研究センター『海上法執行活動に関する諸問題の調査研究報告書』（2015年3月）78、85頁。

13 *Dispute concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal (Bangladesh / Myanmar)*, Judgement, para. 362.